

[1]

氏 名(本籍) 天野 寛子(東京都)
 学 位 博士(学術)
 学位記号番号 博乙第16号
 学位授与年月日 平成12年3月8日
 学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当
 論 文 題 目 **戦後日本の生活改善普及事業における女性農業者の地位の向上に関する生活経営学的研究**

論文審査委員 (主査) 教授 伊藤 セツ
 (副査) 教授 木村 修一
 教授 島田 淳子
 教授 福場 博保
 東京工業大学 名誉教授 青木 志郎

20世紀の後4半世紀、女性の地位向上と両性の平等の実現は世界的な潮流となり、国連とその関連機関から多くの政策文書が出されて各国政府に勧告された。これに基づき日本政府も、法制度の整備のみならず、生活習慣や意識の変革を取り組んできた。このことを背景として、本研究は、日本の女性農業者の生活に着目し、女性農業者が今日当面している課題を明確にするによって、その地位向上に寄与し、かつ先行研究には欠落している農家生活研究に新しい分野を拓くことを目的としている。そのため、第1に、戦後農林水産省主導の生活改善事業により実施された農村生活改善関連施策の50年を通史的に検討し、第2に、生活改善普及活動現場における生活改良普及員と生活改善グループの活動の記録分析や、独自調査の分析を行い、第3に、農家の生活改善活動を、女性農業者がその夫との平等な関係を築く生活文化を定着させる過程と想定してその検証を行なっている。

論文の構成は、「序章」に続く第1章での予備的考察に始まり、「第I部 理論編」(第2章・第3章・第4章)では文献研究が行なわれ、「第II部 調査編」(第5章・第6章・第7章)ではケース研究及び調査分析がなされ、終章において、第I部・第II部から引き出された結果をもとに、女性農業者の地位向上に関する生活文化が論じられ、最後に、生活改善普及事業の限界と可能性を導き結論としている。

第I部 第1章は、予備的考察では、女性農業者の呼称の定義と、戦後50年間の生活改善普及事業の変遷と概要が扱われている。第2章では、農村の生活改善と関わり、かつそれを実践した指導者達の課題意識に、女性農業者の地位改善視点が含まれていたかどうかが検討される。第3章では、農村生活研究者の間で女性農業者の地位研究がどのように行われてきたか先行研究のレビューがなされる。第4章では、戦後50年間の生活改善普及事業において、農林水産省生活改善課(現婦人・生活課)により直接・間接に出された生活診断指標を詳細に検討する。ここでは、指標の選択においても農林水産省が女性農業者の

地位改善を視野に入れた積極的姿勢をとつて来なかつたことが示される。

第Ⅱ部 第5章では、生活改善普及活動の初期から長期にわたつて先駆的活動をした生活改良普及員の事例ケース研究によつて、生活改良普及員と生活改善グループ員の相互関係、現場の問題と生活研究の関連について掘り下げられる。第6章においては、生活改善グループの現況が叙述され、現在積極的に活動している生活改善グループ6事例のケース研究が行われ、その活動内容と女性の地位改善問題への自覚の関係が分析され、女性農業者の地位問題が論じられる。第7章では、農業者夫妻の生活時間実態と意識に関する独自の調査結果が分析される。ここから、男性農業者・女性農業者ともに、ジェンダーに強く根ざした生活文化・生活様式容認の実態と意識が明らかにされ、女性農業者の地位改善問題の困難さが考察される。終章において、生活における男女平等・衡平の新しい生活文化的創造と定着の方向が論じられている。

結論として、Ⅰ部、Ⅱ部で得られた知見から、女性農業者の地位改善・向上の実現に関する今日的限界が把握され、今後の可能性が導き出される。